

自動車運転者の時間外労働の上限規制について

原則

- ◆ 1週**40時間**／1日**8時間**を超えて労働させてはならない
- ◆ 毎週少なくとも1回（または4週間に4日以上）の休日が必要

例外

- ◆ 例外的に時間外・休日労働をさせる場合は、使用者と労働者の代表で**36協定**を締結し、労基署に届け出ることが必要
- ◆ 36協定では、時間外労働の最大の時間数などを定める

⇒ 36協定に定めることができる時間外労働の時間数のルールは？

自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6 年 3 月 31 日まで

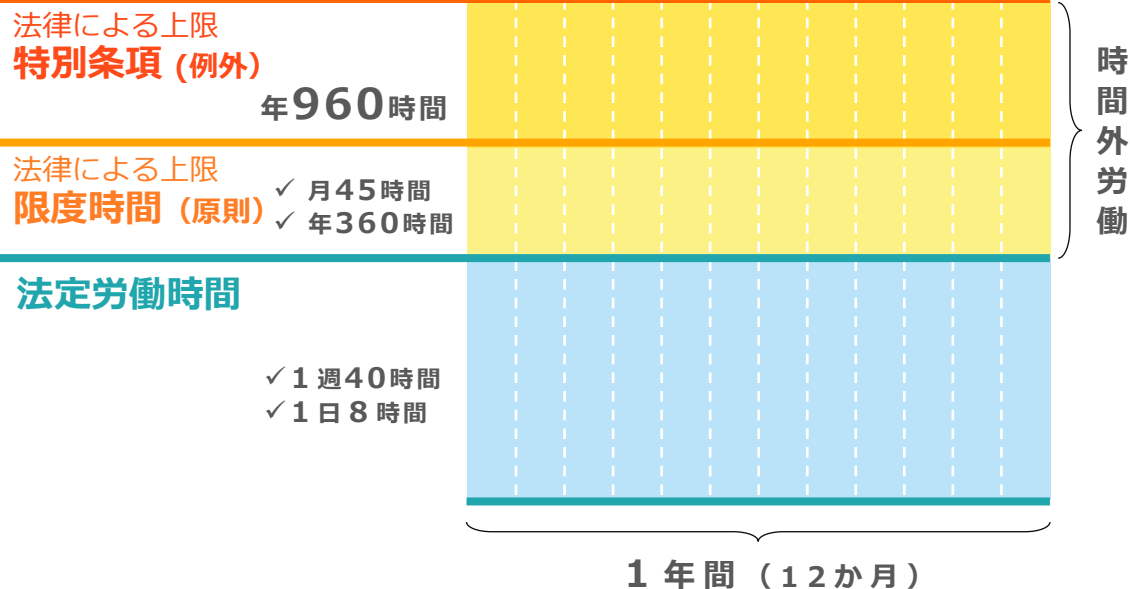
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



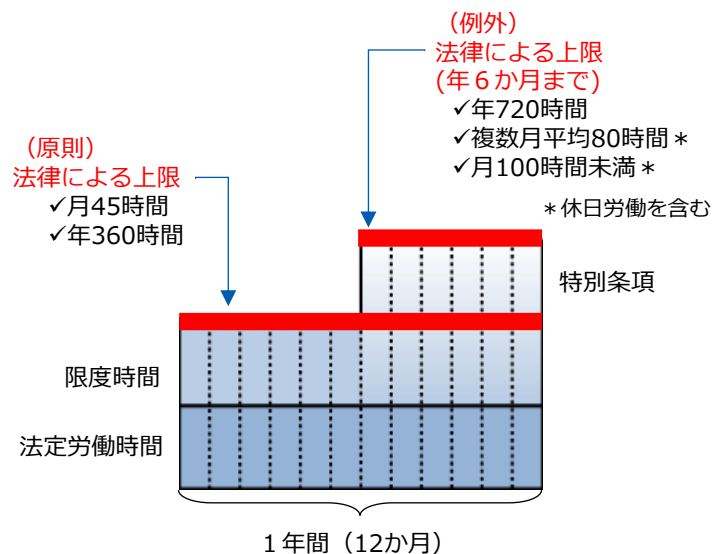
R 6 年 4 月 1 日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



労働時間とは

- ◆ 使用者の指揮命令下に置かれている時間のことであり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる
- ◆ 業務の準備・後始末の時間、研修・教育訓練を受ける時間や、待機の時間も、使用者の明示または黙示の指示がある場合には、労働時間に該当する

労働時間適正把握

- ◆ 使用者が自ら確認するか、タイムカード等客観的な記録を基礎として確認する
- ◆ やむを得ず自己申告によって労働時間を把握する場合には、労働時間適正把握ガイドラインに基づく措置を講じる必要がある

(事業主のみなさまへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

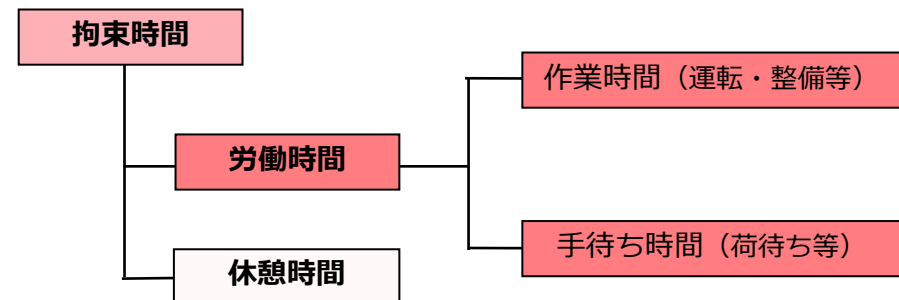
中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、**「改善基準告示」を策定（平成元年）**

※告示制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、見直しが行われた。平成9年に改正されてからは、令和4年に至るまで、内容を伴う改正は行われていなかった。

【参考】拘束時間と休息期間

- ▶ **拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ **休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

トラック

- 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の時間外労働の削減や過労死等防止といった観点から、見直しを行うもの。

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
1年、 1か月の 拘束時間	1か月 <u>293</u> 時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可 1年 <u>3,516</u> 時間以内の範囲で 1か月 <u>320</u> 時間以内（年6か月まで）	1年 <u>3,300</u> 時間以内 1か月 <u>284</u> 時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年 <u>3,400</u> 時間以内 1か月 <u>310</u> 時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の 拘束時間	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>16</u> 時間、 <u>15</u> 時間超は週2回まで）	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>15</u> 時間、 <u>14</u> 時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 <u>16</u> 時間まで延長可（週2回まで） ※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、 一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の 休息期間	継続 <u>8</u> 時間以上	継続 <u>11</u> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>9</u> 時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 <u>8</u> 時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続 <u>12</u> 時間以上の 休息期間を与える

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

トラック

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
運転時間	2日平均1日当たり <u>9</u> 時間以内 2週平均1週当たり <u>44</u> 時間以内	現行どおり
連続運転時間	<u>4</u> 時間以内 （運転の中断は、 1回連続 <u>10</u> 分以上、合計 <u>30</u> 分以上）	<u>4</u> 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える （1回 <u>おおむね</u> 連続 <u>10</u> 分以上、合計 <u>30</u> 分以上） 【例外】 SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4時間を超える 場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる（※1、2） 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要③

トラック

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
分割休息 特例	継続<u>8</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 - 分割休息は1回<u>4</u>時間以上 - 休息期間の合計は、<u>10</u>時間以上 ・一定期間（<u>2か月程度</u>）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度	継続<u>9</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 - 分割休息は1回<u>3</u>時間以上 - 休息期間の合計は、 2分割：<u>10</u>時間以上、3分割：<u>12</u>時間以上 <u>3分割が連続しないよう努める</u> - 一定期間（<u>1か月程度</u>）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度
2人乗務 特例	車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を<u>20</u>時間まで延長し、休息期間を<u>4</u>時間まで短縮可	現行の内容に次の例外を追加 【例外】設備（車両内ベッド）が※の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 - 拘束時間を<u>24</u>時間まで延長可 （ただし、運行終了後、継続<u>11</u>時間以上の休息期間を与えることが必要） - さらに、<u>8</u>時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を<u>28</u>時間まで延長可 ※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。
隔日勤務 特例	2暦日の拘束時間は<u>21</u>時間 休息期間は 継続<u>20</u>時間以上 【例外】仮眠施設で夜間<u>4</u>時間以上の仮眠を与える場合、拘束<u>24</u>時間まで延長可（<u>2週間に3回</u>まで）	現行どおり
フェリー 特例	- フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の<u>2分の1</u>を下回ってはならない。） - フェリー乗船時間が<u>8</u>時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	現行どおり



改善基準告示については、
パンフレットやQ&Aもご参照ください。

トラック運転者の改善基準の
ポイント（パンフレット）



改善基準告示に関するQ&A



時間外労働に関する協定届
休日労働

[illegible]

○ ○ 勞働基準監督署長殿

10

36協定記載例（様式第9号の3の5）（トラック）

トラック

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))^{※1}

様式第9号の3の5（第70条関係）		時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）										
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	同上	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (トラック)	20人	8時間	8.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、②、③	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日												
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理担当事務員 氏名 山田 花子												
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）												
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
○○○○年 3月 15日												
使用者 職名 代表取締役 氏名 田中 太郎												
○ ○ 労働基準監督署長殿												

●協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届け出てください。

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。
 ※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。
 ①医師による面接指導 ②夜間(22時～5時)の日数制限 ③作業から始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代休休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

36協定記載例（協定書）（トラック）

トラック

協定書には赤枠部分を参考に改善基準告示との関係を定めるようにして、改善基準告示を遵守してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に 該当しない 労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに勤務及び休息の時間
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	・法定休日のうち、2週を連続して1箇月 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を連続して2箇月 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時に制度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	1日	1箇月	1年
				延長することができる時間数	延長する時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
① 下記に 該当しない労働者	実質的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4箇月	60時間
	予備、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3箇月	55時間
② 自動車運転者の業務に従事する労働者	実質的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	5時間	8箇月	75時間

2 前項の規定に基づいて制度時間を超えて労働させる場合の割増率は33%とする。
なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて制度時間を超えて労働させる場合における手続及び制度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

制度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
制度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への医師による面談指導の実施 ・年末有給休暇についてまとめた日数速報して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時間外労働の削減

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 印

又は 〇〇運輸株式会社

労働者代表 〇〇〇〇 印

〇〇運輸株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

拘束時間の延長に関する協定書記載例（トラック）

1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例)
(トラック運転者)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295時間	284時間	245時間	267時間	300時間	260時間	250時間	295時間	310時間	300時間	284時間	310時間	3,400時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- トラック運転者の拘束時間は、原則として、
1か月：284時間以内
1年：3,300時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
1か月：310時間以内（年6か月まで）
1年：3,400時間以内
まで延長可能。
- このとき、284時間超は連続3か月までとし、
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間
未満となるよう努める必要がある。
- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への
届出は不要。

バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

バス

		旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
1年・1か月、 52週・4週平均1週 の拘束時間 ※いずれか一方を 選択	1年・1か月		1年 <u>3,300</u> 時間以内 1か月 <u>281</u> 時間以内 【例外】 貸切バス等乗務者（左記①②③の者+乗合バス乗務者（一時的 需要に応じて運行されるもの））の場合、労使協定により、次 のとおり延長可 1年 <u>3,400</u> 時間以内 1か月 <u>294</u> 時間以内（年6か月まで） →281時間超は連続4か月まで
	52週・4週平均1週	4週平均1週 <u>65</u> 時間以内 【例外】 ①貸切バスを運行する営業所において運転の業 務に従事する者、②貸切バスに乗務する者及び ③高速バスに乗務する者の場合、労使協定によ り、次のとおり延長可 4週平均1週 <u>71.5</u> 時間以内 （52週のうち16週まで）	52週 <u>3,300</u> 時間以内 4週平均1週 <u>65</u> 時間以内 【例外】 貸切バス等乗務者の場合、労使協定により、次のとおり延長可 52週 <u>3,400</u> 時間以内 4週平均1週 <u>68</u> 時間以内（52週のうち24週まで） →65時間超は連続16週まで
1日の 拘束時間		原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>16</u> 時間、 <u>15</u> 時間超は週2回まで）	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>15</u> 時間、 <u>14</u> 時間超は週3回までが目安）
1日の 休息期間		継続 <u>8</u> 時間以上	継続 <u>11</u> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>9</u> 時間を下回らない

バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

バス

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
運転時間	2日平均1日当たり <u>9</u>時間以内 4週平均1週当たり <u>40</u>時間以内 【例外】 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者の場合、労使協定により、次のとおり延長可 52週 <u>2,080</u>時間以内 4週平均1週当たり <u>44</u>時間以内 (52週のうち16週まで)	現行どおり 【例外】 貸切バス等乗務者の場合、労使協定により、現行どおり延長可
連続運転時間	<u>4</u>時間以内 (運転の中断は、 1回連続<u>10</u>分以上、合計<u>30</u>分以上)	現行どおり 高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね<u>2</u>時間までとするよう努める 【例外】 緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、 30分まで連続運転時間から除くことができる
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる (※1、2) 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。

バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要③

バス

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
分割休息 特例	継続<u>8</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回<u>4</u>時間以上 ・休息期間の合計は、<u>10</u>時間以上 ・3分割も可 ・一定期間（<u>2</u>か月程度）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度	継続<u>9</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回<u>4</u>時間以上 ・休息期間の合計は、<u>11</u>時間以上 ・<u>2分割のみ</u>（3分割以上は不可） ・一定期間（<u>1</u>か月）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度
2人乗務 特例	車両内に身体を伸ばして休息できる設備（※）がある場合、拘束時間を<u>20</u>時間まで延長し、休息期間を <u>4</u>時間まで短縮可 ※身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席で、運転者のために専用の座席が少なくとも1席以上確保されていれば、これに該当する。	車両内に身体を伸ばして休息できる設備（※）がある場合、拘束時間を<u>19</u>時間まで延長し、休息期間を <u>5</u>時間まで短縮可 ※身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席で、運転者のために専用の座席が少なくとも1席以上確保されていれば、これに該当する。 【例外】①②のいずれかの場合、拘束時間を<u>20</u>時間まで延長し、休息期間を <u>4</u>時間まで短縮可 ①車両内ベッドが設けられている場合 ②※を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合
隔日勤務 特例	2暦日の拘束時間は<u>21</u>時間 休息期間は 継続<u>20</u>時間以上 【例外】仮眠施設で夜間<u>4</u>時間以上の仮眠を与える場合、拘束<u>24</u>時間まで延長可（<u>2</u>週間に<u>3</u>回まで）	現行どおり
フェリー 特例	・フェリー乗船時間のうち<u>2</u>時間は拘束時間、その他の時間は休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の<u>2分の1</u>を下回ってはならない。） ・フェリー乗船時間が<u>10</u>時間を超え<u>8</u>時間の休息期間が与えられた場合、フェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	・<u>フェリー乗船時間は、原則として休息期間</u>（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の<u>2分の1</u>を下回ってはならない。） ・フェリー乗船時間が<u>9</u>時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。

改善基準告示については、
パンフレットやQ&Aもご参照ください。

バス運転者の改善基準のポイント（パンフレット）



改善基準告示に関するQ&A



36 協定記載例（様式第9号の3の4）（バス）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働 に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の4（第70条関係）

労働保険番号

法人番号

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般貸切旅客自動車運送事業（バス）	〇〇バス株式会社 〇〇支店	（〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町1-2-3 （電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	〇〇〇〇年4月1日 から1年間

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数					
					1日		1月（1日については48時間まで、2日については40時間まで）		1年（1日については300時間まで、2日については320時間まで）	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）
① 下記2に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者（バス）	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	48時間	55時間	360時間	400時間
		運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	48時間	55時間	360時間	400時間
	別添協定書記載のとおり	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
		経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	30時間	38時間	200時間	230時間

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における労働及び休業の時刻
	別添協定書記載のとおり	自動車運転者（バス）	20人	毎週2回	法定休日のうち、 2回を通じて1回	9:00～23:00
	同上	運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、 4回を通じて2回	9:00～23:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☒ （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

職名 経理担当事務員
 氏名 山田 花子
 （又は 〇〇バス労働組合）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表する者であること。

☒ （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして行われる投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒ （チェックボックスに要チェック）

〇〇〇〇 年 3 月 10 日

使用者 職名 代表取締役
 氏名 田中 太郎

労働基準監督署長殿

- 協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届け出てください。

36 協定記載例（様式第9号の3の5）（バス）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※

様式第9号の3の5（第70条関係）		時間外労働に関する協定届（特別条項） 休日労働										
協時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
												所定労働時間を超える時間数 (任意)
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	600時間	670時間	35%
	同上	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	480時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (バス)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	720時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続:		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		該当する番号 ①、②、③	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、 職場での時刻対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日												
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 経理担当役員 山田 花子												
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)												
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)												
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)												
〇〇〇〇年 3月 15日												
使用者 代表取締役 田中 太郎												
労働基準監督署長殿												

●協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届けてください。

36 協定記載例（協定書）（バス）

協定書には赤枠部分を参考に改善基準告示との関係を定めるようにして、改善基準告示を遵守してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）並びに労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週1日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働を させる必要がある 具体的な事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記②に 該当しない 労働者	業務の季節的な増大及び突発的な発注の増加に對処するため	自動車運転者 (バス)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な業務量の増大及び突発的な発注の増加に對処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位で 変形労働時間制に より労働する 労働者	季節的な業務の増加に對処するため	自動車運転者	20人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(バス)については、前項の規定により時間外労働を行わせることにより「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年又は4週平均1週及び52週についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻
業務の季節的な増大及び突発的な発注の増加に對処するため	自動車運転者 (バス)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
業務の季節的な増大及び突発的な発注の増加に對処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(バス)については、前項の規定により休日労働を行わせることにより、改善基準告示に定める1箇月及び1年又は4週平均1週及び52週についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超過して労働させることができる。

	臨時に限度時間を 超過して労働させる ことができる場合	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	1日	1箇月	1年
				延長する ことができる 時間数	限度時間を 超過して 労働させる ことができる 回数	延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数
① 下記②に 該当しない 労働者	突発的な業務の増大及び発注の増加に對処するため	運行 管理者	3人	7時間	4回	60時間 550時間
	予算、決算業務の集中	経理 事務員	5人	6時間	3回	55時間 450時間
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者	突発的な業務の増大及び発注の増加に對処するため	自動車 運転者 (バス)	20人	6時間	8回	75時間 750時間

2 前項の規定に基づき限度時間を超過して労働させる場合の割増率は35%とする。
なお、時間外労働が1箇月60時間を超過した場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合における手続及び限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促すための措置 ・職場での時短対策会議の開催

4 自動車運転者(バス)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年又は4週平均1週及び52週についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(バス)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(バス)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超過して運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇バス労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印
又は 〇〇バス株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

拘束時間の延長に関する協定書記載例（バス）

1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第1号イただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
281 時間	288 時間	271 時間	271 時間	294 時間	290 時間	290 時間	294 時間	281 時間	271 時間	288 時間	281 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- 貸切バス等乗務者（※）の拘束時間は、原則として、
1か月：281時間以内
1年：3,300時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
1か月：294時間以内（年6か月まで）
1年：3,400時間以内
まで延長可能。

- このとき、284時間超は連続4か月まで。

- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

※ 貸切バス乗務者
乗合バス乗務者（一時的需要に応じて運行されるもの）
高速バス乗務者 など

拘束時間の延長に関する協定書記載例（バス）

4週平均1週及び52週の拘束時間の延長に関する協定書(例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第1号ロただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4週平均1週及び52週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、4週の起算日は4月1日とする。

第1 4週 (4/1～4/28)	第2 4週 (4/29～5/26)	第3 4週 (5/27～6/23)	第4 4週 (6/24～7/21)	第5 4週 (7/22～8/18)	第6 4週 (8/19～9/15)	第7 4週 (9/16～10/13)
65時間 (4週合計 260時間)	68時間 (4週合計 272時間)	63時間 (4週合計 252時間)	65時間 (4週合計 260時間)	65時間 (4週合計 260時間)	66時間 (4週合計 264時間)	66時間 (4週合計 264時間)

第8 4週 (10/14～11/10)	第9 4週 (11/11～12/8)	第10 4週 (12/9～1/5)	第11 4週 (1/6～2/2)	第12 4週 (2/3～3/2)	第13 4週 (3/3～3/30)	52週間計
66時間 (4週合計 264時間)	68時間 (4週合計 272時間)	65時間 (4週合計 260時間)	64時間 (4週合計 256時間)	66時間 (4週合計 264時間)	63時間 (4週合計 252時間)	3,400時間

※ 3/31の拘束時間:9:28時間(1日=28日×260時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- 貸切バス等乗務者（※）の拘束時間は、原則として、
4週平均1週：65時間以内
52週：3,300時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
4週平均1週：68時間（52週のうち24週まで）
52週：3,400時間以内
まで延長可能。

- このとき、65時間超は連続16週まで。

- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

※ 貸切バス乗務者
乗合バス乗務者（一時的需要に応じて運行されるもの）
高速バス乗務者 など

運転時間の延長に関する協定書記載例（バス）

4週平均1週及び52週の運転時間の延長に関する協定書(例) (バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第5号ただし書の規定に基づき、運転時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4週平均1週及び52週の運転時間は下の表のとおりとする。なお、4週の起算日は4月1日とする。

第1 4週 (4/1～4/28)	第2 4週 (4/29～5/26)	第3 4週 (5/27～6/23)	第4 4週 (6/24～7/21)	第5 4週 (7/22～8/18)	第6 4週 (8/19～9/15)	第7 4週 (9/16～10/13)
39時間 (4週合計 156時間)	40時間 (4週合計 160時間)	38時間 (4週合計 152時間)	38時間 (4週合計 152時間)	42時間 (4週合計 168時間)	44時間 (4週合計 176時間)	42時間 (4週合計 168時間)

第8 4週 (10/14～11/10)	第9 4週 (11/11～12/8)	第10 4週 (12/9～1/5)	第11 4週 (1/6～2/2)	第12 4週 (2/3～3/2)	第13 4週 (3/3～3/30)	52週間計
44時間 (4週合計 176時間)	37時間 (4週合計 148時間)	40時間 (4週合計 160時間)	38時間 (4週合計 152時間)	38時間 (4週合計 152時間)	40時間 (4週合計 160時間)	2,080時間

※ 3/31の運転時間:5.71時間(1日×28日×160時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- 貸切バス等乗務者（※）の運転時間は、原則として、
2日平均1日：9時間以内
4週平均1週：40時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
4週平均1週：44時間（52週のうち16週まで）
まで延長可能。

- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

※ 貸切バス乗務者
乗合バス乗務者（一時的需要に応じて運行されるもの）
高速バス乗務者 など

タクシー・ハイヤー運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

タク
シー

		旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
日 勤	1か月の拘束時間	<u>299</u> 時間以内	<u>288</u> 時間以内
	1日の拘束時間	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>16</u> 時間）	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>15</u> 時間、 <u>14</u> 時間超は週3回までが目安）
	1日の休息期間	継続 <u>8</u> 時間以上	継続 <u>11</u> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>9</u> 時間を下回らない
隔 勤	1か月の拘束時間	<u>262</u> 時間以内 地域的その他特別な事情がある場合、 労使協定により、 <u>270</u> 時間まで延長可（年6か月まで）	現行どおり
	2暦日の拘束時間	<u>21</u> 時間以内	<u>22</u> 時間以内、かつ、 2回の隔日勤務を平均し1回当たり <u>21</u> 時間以内
	2暦日の休息期間	継続 <u>20</u> 時間以上	継続 <u>24</u> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>22</u> 時間を下回らない

タクシー・ハイヤー運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

タク
シー

		旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
車庫待ち等の自動車運転者	日勤	1か月の拘束時間 <u>299</u>時間以内 (労使協定により、<u>322</u>時間まで延長可) 1日の拘束時間 以下の要件を満たす場合、<u>24</u>時間まで延長可 - 勤務終了後、継続<u>20</u>時間以上の休息期間を与える 1日<u>16</u>時間超が1か月に7回以内 - 夜間<u>4</u>時間以上の仮眠時間を与える (18時間超の場合)	1か月の拘束時間 <u>288</u>時間以内 (労使協定により、<u>300</u>時間まで延長可) 1日の拘束時間 現行どおり
	隔勤	1か月の拘束時間 <u>262</u>時間以内 (労使協定により、<u>270</u>時間まで延長可) (さらに、※の要件を満たす場合、<u>20</u>時間を加えた時間まで延長可) 2暦日の拘束時間 ※の要件を満たす場合、<u>24</u>時間まで延長可 ※・2暦日<u>21</u>時間超の回数が1か月について7回以内 ・夜間<u>4</u>時間以上の仮眠時間を与える	1か月の拘束時間 <u>262</u>時間以内 (労使協定により、<u>270</u>時間まで延長可) (さらに、※の要件を満たす場合、<u>10</u>時間を加えた時間まで延長可) 2暦日の拘束時間 ※の要件を満たす場合、<u>24</u>時間まで延長可 ※・2暦日<u>22</u>時間超及び2回の隔日勤務の平均が<u>21</u>時間超の回数が1か月について7回以内 ・夜間<u>4</u>時間以上の仮眠時間を与える

（車庫待ち等の要件）

- ・ 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと（※）
- ・ 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っていないこと
- ・ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること
- ・ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること

※ 今回の改正に伴い、「人口30万人程度以上」を「人口30万人以上」に改める等の見直しを行っている。

※ 新告示の適用の際、現に車庫待ち等の自動車運転者として取り扱われている者の属する事業場については、当該事業場が人口30万人以上の都市に所在している場合であっても、当分の間、当該事業場の自動車運転者を車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱う。

タクシー・ハイヤー運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要③

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる（※1, 2） 勤務終了後、1日勤務：継続11時間以上、2暦日勤務：継続24時間以上の休息期間を与える ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。
ハイヤー	・労使当事者は、36協定の締結に当たり、以下の事項を遵守すること → 時間外労働時間は、1か月<u>50</u>時間、3か月<u>140</u>時間、1年<u>450</u>時間の目安時間まで → 特別の事情で目安時間を超えて労働させる場合には、所定の手続を経て、目安時間を超える一定の時間まで延長することができる旨を定めることが必要 ・疲労回復を図るために継続<u>4</u>時間以上の睡眠時間を確保できるよう、少なくとも<u>6</u>時間程度は次の勤務に就かせないようにすること	・労使当事者は、36協定の締結に当たり、以下の事項を遵守すること → 時間外労働時間は、1か月<u>45</u>時間、1年<u>360</u>時間まで → 臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年<u>960</u>時間まで ・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること ・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること

タクシー・ハイヤー運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要④

改善基準告示については、
パンフレットやQ&Aもご参照ください。

タクシー・ハイヤー運転者の改善基準のポイント（パンフレット）



改善基準告示に関するQ&A



36 協定記載例（様式第9号の3の4）（タクシー）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働に関する協定届 休日労働		労働保険番号: 第1種被保険者第2種被保険者第3種被保険者
		法人番号: 1234567890-1234567890

様式第9号の3の4（第70条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）	〇〇タクシー株式会社、〇〇支店	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)	〇〇〇〇年4月1日から1年間

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年（①については300時間まで、②については320時間まで） 起算日 〇〇〇〇年4月1日 (年月日)	
					1日					
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者（タクシー）	20人	7.5時間	5時間	0.5時間	45時間	55時間	300時間	410時間
		運行管理者	3人	7.5時間	5時間	0.5時間	45時間	55時間	300時間	410時間
	同上	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
		経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	30時間	36時間	300時間	230時間
	② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	同上								

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻						
							別添協定書記載のとおり	自動車運転者（タクシー）	20人	毎週2回	法定休日のうち、 2週を通じて1回	9:00～23:00
							同上	運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、 4週を通じて2回	9:00～23:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☒ (チェックボックスに要チェック)

- 協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届け出てください。

36協定記載例（様式第9号の3の5）（タクシー）

タクシー

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

様式第9号の3の5（第70条関係）		時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）										
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみ。時間数。 ①については720時間以内、②については 900時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる時間数(任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数と 休日労働の時間数を合算した時 間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる時間数(任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数と 休日労働の時間数を合算した時 間数 (任意)	限度時間を超える労働に 係る割増 賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超える労働に 係る割増 賃金率	
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	33%	500時間	620時間	35%
	同上	経理事務員	5人	8時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	33%	400時間	520時間	35%
② 自動車の運転の業務に 従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (タクシー)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	700時間	820時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑥、⑨ (具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の実施										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く)。												
協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日												
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 経理出当事務員 山田 花子												
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)												
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。												
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、単平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。												
〇〇〇〇年 3月 13日												
使用者 職名 代表取締役 氏名 田中 太郎												
〇〇 労働基準監督署長殿												

●協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届けてください。

※1 様式第9号の3の5は、同法時間外労働に関する特別条項(第70条)と関係する時間外労働に関する特別条項(第70条)の協定の記載が必要で、1項目の記載は、P19の記載例を参照してください。
 ※2 限度時間を超える労働者に対し、以下いずれかの措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。
 (医師による面接指導) (労務管理(22時～3時)の調整) (就業から就業までの休息時間の確保(勤務時間外)) (代表者(休日・特別休暇)の付与) (健康診断) (連勤休暇の取得) (心とからだの相談窓口の設置) (配慮措置) (産業医等による指導・助言や保健指導) (その他)

36協定記載例（協定書）（タクシー）

タクシー

協定書には赤枠部分を参考に改善基準告示との関係を定めるようにして、改善基準告示を遵守してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記2に 該当しない 労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者 (タクシー)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する 労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(タクシー)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。))に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者 (タクシー)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(タクシー)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超過して労働させることができる。

	臨時的に限度時間を 超過して労働させる ことができる場合	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	1日	1箇月	1年
				延長する ことができる 時間数	限度時間を 超過して 労働させる ことができる 回数	延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数
① 下記2に 該当しない 労働者	突発的な繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間
	予算・決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回	55時間
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者	鉄道やバス等の運送による突発的な顧客の需要に対処するため	自動車運転者 (タクシー)	20人	6時間	8回	75時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合の割増率は35%とする。
なお、時間外労働が1箇月60時間を超過した場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合における手続及び限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超過して労働させる場合 における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への直轄による業務指導の実施 ・年度業務計画についてまとまった協議を通じて取得することを含めた取組の促進 ・職場での時間外労働の削減

4 自動車運転者(タクシー)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(タクシー)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1箇月について160時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇タクシー労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印
又は 〇〇タクシー株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印
〇〇タクシー株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

拘束時間の延長に関する協定書記載例（タクシー）

1箇月の拘束時間の延長に関する協定書(例) (隔日勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 地域的事情その他の特別の事情がある場合、1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。
各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270時間	262時間	265時間	265時間	262時間	262時間	262時間	262時間	267時間	270時間	262時間	267時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- 隔日勤務のタクシー運転者の拘束時間は、原則として、
1か月：262時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
地域的事情その他特別の事情がある場合に、
1か月：270時間以内（年6か月まで）
まで延長可能。
- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

拘束時間の延長に関する協定書記載例（タクシー）

1箇月の拘束時間の延長に関する協定書(例) (車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は〇〇駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
300時間	288時間	295時間	288時間	295時間	288時間	288時間	295時間	295時間	300時間	288時間	295時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- 車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者の拘束時間は、原則として、
1か月：288時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
1か月：300時間以内
まで延長可能。
- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

拘束時間の延長に関する協定書記載例（タクシー）

1箇月及び2暦日の拘束時間の延長に関する協定書(例)
(車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第3号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は〇〇駅)において待機する就労形態のものとする。

2 1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270時間	262時間	268時間	262時間	268時間	262時間	262時間	268時間	268時間	270時間	262時間	268時間

3 2暦日の拘束時間に関し、22時間を超える回数及び2回の隔日勤務を平均し隔日勤務1回当たり21時間を超える回数の合計は、1箇月について5回以内とする。また、夜間4時間以上の仮眠を与えることとする。

4 上記3を満たす場合において、2暦日の拘束時間を24時間まで延長するものとする。
また、この場合において、1箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記2の表の各月に10時間を加えた時間とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
280時間	272時間	278時間	272時間	278時間	272時間	272時間	278時間	278時間	280時間	272時間	278時間

5 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- 車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者の拘束時間は、原則として、
1か月：262時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
1か月：270時間以内
まで延長可能。

- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への届出は不要。

※車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者の場合、以下の要件を満たした場合、労使協定とは別に、さらに10時間延長可能。

(要件)

- ・2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内
- ・夜間4時間以上の仮眠時間を与える

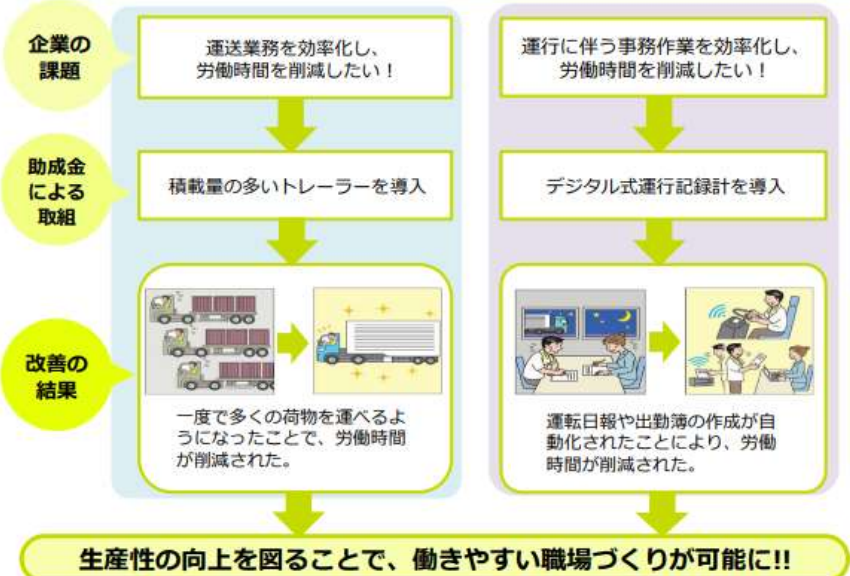
注) 隔日勤務のタクシー運転者の2暦日の拘束時間は、22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内とされているが、車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者の場合、上記の要件を満たすと、2暦日の拘束時間は、24時間まで延長可能。

働き方改革推進支援助成金

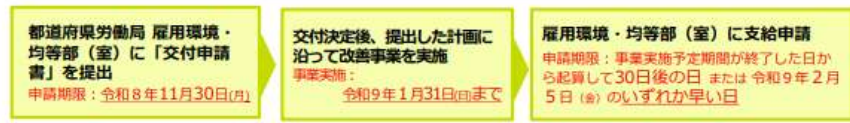
令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業等）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひ活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。(https://www.jgrants-portal.go.jp/)



業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

対象事業主

【対象事業主の要件】

- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間の削減
- ② 所定外労働時間の削減
- ③ 年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入
- ④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- ⑤ 10時間以上の勤務間インターバルの導入

助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	助成額
選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を合計した金額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

成果目標①の上限額

事業実施後の設定時間数	事業実施後の設定時間数	
	月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
月80時間超	250万円	150万円

成果目標②の上限額(※3)

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

(※3) 成果目標①及び②は同時に選択できない。
成果目標③、④の上限額：各25万円
成果目標⑤の上限額

休息時間数(※4)	1企業あたりの上限額(※5)
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。
(※5) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

加算制度

成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※6)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※6) 常時使用する労働者数が10人以上30人未満の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。
また、常時使用する労働者数が30人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終了までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること	75万円



- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革解説動画などを通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。
- また、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（「標準的運賃」）についても周知を行っている。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

(働き方改革解説動画)



令和7年4月施行の改正物流法により、荷主等に物流効率化のために取り組むべき措置についての努力義務等が課されています。取り組むべき措置の内容については、国土交通省の「物流効率化法」理解促進ポータルサイトをご確認ください。



(「物流効率化法」理解促進ポータルサイト)



(リーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」)



(長時間の荷待ちに関する情報メール窓口)

働き方改革解説動画のポイント

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

累進歩合制度の廃止にご協力をお願いします

- 累進歩合制度については、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、廃止する必要がある。

累進歩合制度とは

以下のような賃金制度は廃止してください。

累進歩合給

営業収入等に応じて歩合給の額が非連続的に増減する制度

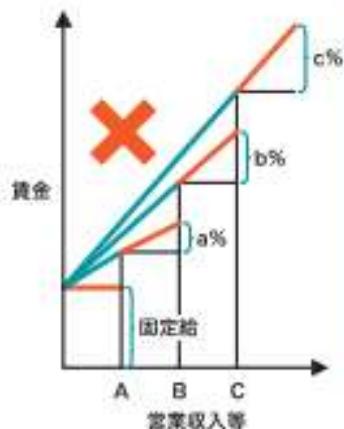
トップ賞

営業収入等の最も高い者又はごく一部の労働者しか達成し得ない高い営業収入等を達成した者のみに支給する制度

奨励加給

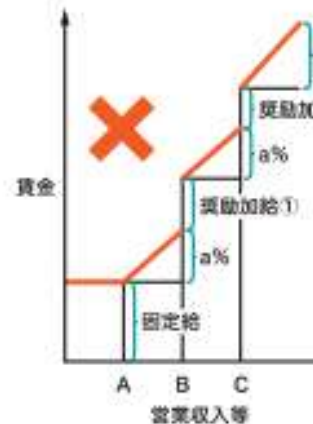
営業収入等を数段階に区分し、その営業収入の区分の額に達するごとに一定額の加算を行う制度※

(図)累進歩合給



- 営業収入等がA以下の場合
賃金＝固定給
 - 営業収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率a%
 - 営業収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率b%
 - 営業収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率c%
- ($a < b < c$)

(図)トップ賞、奨励加給



- 営業収入等がA以下の場合
賃金＝固定給
- 営業収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率a%
- 営業収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋奨励加給①＋営業収入等×歩率a%
- 営業収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋奨励加給②＋営業収入等×歩率a%

営業収入等が一定の金額に達するごとに、歩率が段階的に変動し、その段階ごとに計算した歩合給を合計する制度（いわゆる積算歩合給制）は禁止されていない。

ご清聴ありがとうございました。



「働き方改革」は、
「魅力ある職場づくり」の実現による
生産性向上、人手不足解消のチャンス！

関係情報はこちらのウェブサイトで発信しています。

(厚生労働省ウェブサイト)



(特設サイト「はたらきかたススめ」)



(自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト)



生産性の向上に向けて、働き方改革推進支援センター
も是非ご利用ください！

労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

(働き方改革特設サイト)

